

やまとしりつりんかんしょうがっこう こじんじょうほうとりあつかいきそく あん 大和市立林間小学校PTA個人情報取扱規則 (案)

やまとしりつりんかんしょうがっこう きやくだい じょう もと やまとしりつりんかんしょうがっこう こじんじょうほうとりあつかいきそく
大和市立林間小学校PTA規約第5条に基づき、「大和市立林間小学校PTA個人情報取扱規則」を
い か とお きだ
以下の通り定める。

だい じょう もくてき 第1条 目的

やまとしりつりんかんしょうがっこう い か ほんかい しょう ほんかい しゅとく ほゆう こじんじょうほう てきせい と
大和市立林間小学校PTA（以下、本会と称す）は、本会の取得・保有する個人情報の適正な取
り扱いを決め、本会の円滑な運営を図り、個人情報に関する会員の権利・利益を保護すること
もくてき
を目的とする。

だい じょう せきむ 第2条 責務

ほんかい こじんじょうほうほご じゅうようせい にんしき ほんかい と あつか こじんじょうほう ほご つと
本会は個人情報保護の重要性を認識し、本会で取り扱う個人情報の保護に努めなければなら
ない。

だい じょう こじんじょうほう ていぎ 第3条 個人情報の定義

こじんじょうほう せいぞん こじん かん じょうほう どうがいじょうほう ふく しめい せいねんがっぴ た
個人情報とは生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他
の記述により特定の個人を識別できる情報をいう。

だい じょう かんりしゃ 第4条 管理者

ほんかい こじんじょうほう かんりしゃ こうちょう かいちょう
本会における個人情報の管理者は校長および会長とする。

だい じょう とりあつかいしゃ 第5条 取扱者

ほんかい こじんじょうほう とりあつかいしゃ きょうむしゅにん やくいん かくいいんかい
本会における個人情報の取扱者は教務主任と役員および各委員会とする。

だい じょう しゅひぎむ 第6条 守秘義務

こじんじょうほう かんりしゃ とりあつかいしゃ しよくむじょうし え じょうほう たんにん し
個人情報の管理者および取扱者はその職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせたり、
ふとう もくてき じょう
不当な目的に使用してはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

だい じょう こじんじょうほう きょうどうりよう 第7条 個人情報の共同利用

ほんかい やまとしりつりんかんしょうがっこう りようもくてき ほんいんない しゅとく こじんじょうほう きょうどうりよう
本会は大和市立林間小学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を共同利用することがある。

だい じょう こじんじょうほう しゅとく 第8条 個人情報の取得

こじんじょうほう しゅとく さい りようもくてき めいじ げんそく ほんにん ちよくせつしゅとく えんかつ
個人情報を取得する際は利用目的を明示し、原則として本人から直接取得する。また円滑なPT
A活動を行うために以下の情報を取得する。なお、配慮を要する個人情報を取得する場合はあ
らかじめ本人の同意を得るものとする。

1. かいいん しめい じゅうしょ れんらくさき でんわばんごう など
会員の氏名・住所・連絡先（電話番号、メールアドレス等）
2. かいいん こ しめい
会員の子どもの氏名・クラス
3. かいいん かいいん こ しゃしんなど
会員や会員の子ども写真等

だい じょう こじんじょうほう りようもくてき 第9条 個人情報の利用目的

しゅとく こじんじょうほう い か もくてき りよう
取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

1. PTA活動に必要な名簿や緊急連絡網の作成および運用
2. 会費の集金・管理および本会が加入する保険手続きに関する事項
3. PTA活動における連絡や文書の送付
4. おたよりや広報誌への写真等の掲載
5. 役員および会計監査委員の推薦活動

第10条 個人情報利用制限

本会ではあらかじめ本人の同意を得ないで、前条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

第11条 管理

個人情報は管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要になった個人情報は適正かつ速やかに廃棄しなければならない。

第12条 保管および持ち出し

個人情報を取り扱う電子機器・電子媒体にウイルス対策ソフトを入れるなど適正な状態で管理する。用紙等に記載された個人情報は原則鍵のついた棚にて管理する。また、持ち出す場合は第三者が入手することや閲覧がないように配慮する。

第13条 第三者提供の制限

本会の取り扱う個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令等に基づく場合
2. 人の生命、身体上または財産保護のために緊急を要する場合

第14条 情報漏えい時の対応

個人情報を漏えい、または紛失したおそれがあることを把握した場合は直ちに管理者に報告する。

第15条 改正

個人情報取扱規則は役員会を経て運営委員会の3分の2以上の同意により改正することができる。運営委員会はこの規則を制定、改廃した場合は次期総会において報告しなければならない。

附則

この規則および附則は2019年4月19日から施行する。